

岩手県地震・津波被害想定調査業務プロポーザル審査要領

この「岩手県地震・津波被害想定調査業務プロポーザル審査要領」（以下、「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「岩手県地震・津波被害想定調査」（以下、「本業務」という。）に係る、受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

1 選定機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの選定は、岩手県地震・津波被害想定調査業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、「(別紙) 岩手県地震・津波被害想定調査業務プロポーザル審査基準」に基づき、審査を行うものとする。

2 選定委員会（プレゼンテーション）の開催日及び場所

- (1) 開催日 令和3年6月21日（月）【予定】
- (2) 場 所 選定委員は岩手県庁舎内において、参加者はそれぞれの職場等からWEB上で会議システム（Zoom）を利用して審査を実施する。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡します。
※ プレゼンテーションの開催日時及び場所については、参加者へ別途通知する。
※ プレゼンテーションの実施時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による選定委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、選定委員会において、業務提案書等のみによる審査（以下、「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により(1)の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付し、岩手県に報告する。
なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

5 選定結果の通知

選定結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。